



Title	律令制下における春宮坊の構造とその特質について
Author(s)	保母, 崇
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2000, 34, p. 25-48
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48093
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

律令制下における春宮坊の構造とその特質について

保 母 崇

はじめに

戦後、古代皇太子制に関する研究は大いに深化した。その動向としては、皇位継承者としての皇太子の政治的地位に関するものと、皇太子の居所としての宮（皇子宮・東宮）の構造に関するものとに大別できる。前者については、令制前における大兄制や皇太子執政の解明を中心に論じられてきた。^①令制下においても、個々の立太子・廃太子事情の考察などから皇太子位についての解明が進んできた。一方、後者については、厩戸皇子の斑鳩宮や草壁皇子の鳴宮に関する論考を中心に、考古学の成果を取り入れつつ研究が進展した。^②しかし、本稿で対象とする令制下の東宮機構に関する研究は非常に少ないと言わざるをえない。

こうした研究史の中で、政治史・制度史両面から網羅的に検討を行った荒木敏夫氏の業績は古代皇太子制研究の到達点といえる。^③とりわけ令制下の東宮機構に関しては初の本格的論考であり、東宮機構研究の出発点として評価できる。だが、荒木氏以後は、天皇・貴族層・皇太子・東宮機構の相互関係を律令条文から探り、令制東宮機構の

解明を進めた坂上康俊氏の論考⁽⁴⁾がある程度で、他には主要な論考が見られない。確かに、皇太子位が次期天皇たる意味を持つ以上、その家政機関たる東宮機構や東宮官人に論及するものも古代政治史の考察や律令官僚制の研究など各分野で散見する⁽⁵⁾。しかし、東宮機構研究の現状として、その限界と細分化の傾向は否めない。

それにしても、皇太子制を論ずるにあたり東宮機構の果たす役割は軽視されるべきではない。皇太子とその家政を掌る東宮機構とは密接不可分の関係にあり、皇太子を本主とする東宮機構がいかにして天皇を頂点とする律令官制の中に組み込まれ、いかなる位置を占めたかということは、律令制下において皇太子がいかなる性格の存在であったかということにも関わる問題である。まさに本稿の主眼はここにある。

ところで令制東宮機構は、皇太子を道徳・学問の面で輔導する東宮傳・東宮学士と、東宮の家政を統轄する春宮坊、及び被管官司三監六署からなる。律令官司体系の中での東宮機構の位置付けを試みる本稿では、春宮坊及びその被管諸司を考察の対象とし、なかでも家政運営の実務面を分享する後者を重点的に取り上げる。だが、三監六署に関する論及は管見の限り荒木氏以外皆無といってよい⁽⁶⁾。そこで近年の官司制研究を踏まえながら、荒木氏の論考を再検討し、改めて律令官司制研究の中であまりかえりみられることのない春宮坊がいかなる特色を持つ官司であったかその全貌を解明し、ひいては律令皇太子制を紐解く手がかり得たいと思う。

一 東宮職員令条文より見た春宮坊の構成とその特色——被管機構三監六署の考察を中心に——

東宮機構の構成を規定する養老東宮職員令は、後宮職員令・家令職員令と並んで職員令とは別個に篇目を立てられており、十一箇条からなる。その第一条は東宮傳及び東宮学士の職掌が記載され、第二条が春宮坊、第三条以降

が被管諸司に関する規定となっている。⁽⁷⁾（なお、大宝令においても、養老東宮職員令に相当する篇目の存在したことは、令集解所引古記により明らかである。）⁽⁸⁾中宮に対する中宮職が職員令に中務省の被管として規定されていることは対照的であるといえよう。ちなみに唐令における東宮機構は、台省・寺監・衛府・州県・命婦の各職員令と並んで東宮王府職員令に規定されているが、⁽⁹⁾注目すべきは東宮機構と親王の家政機関（親王府）が同一の篇目にまとめられている点であり、親王の家政機関が家令職員令として別に規定されている日本令と相違している。⁽¹⁰⁾一見すれば、職員令の篇目構成という点で、東宮職員令に規定される日本の東宮機構の独立性が浮上する。しかし、はたして実際に東宮機構はそのように独立性の強い機構だったのであろうか。それを解明するために、以下、養老東宮職員令第二条以降の全文を掲げ、東宮機構を統轄する春宮坊及び被管機構の構成について考察を加えることとする。

春宮坊 管^三監^二署^六一

大夫一人。掌吐^三納^啓令^一。宮人名帳。考叙。宿直事。亮一人。大進一人。少進二人。大属一人。少属二人。使部卅人。直丁三人。

舍人監

正一人。掌舍人名帳。礼儀。分番事。佑一人。令史一人。舍人六百人。使部十人。直丁一人。

主膳監

正一人。掌進食先嘗。及諸飲膳事。佑一人。令史一人。膳部六十人。使部六人。直丁一人。駟使丁廿人。

主藏監

正一人。掌金玉。宝器。錦綾。雜綵。裁縫衣服。玩好之物。佑一人。令史一人。藏部廿人。使部六人。直丁一

人。駟使丁二人。

主殿署

首一人。掌湯沐。燈燭。洒掃。鋪設事。令史一人。殿掃部廿人。使部六人。

直丁一人。駟使丁十人。

主書署

首一人。掌供_二進書彙筆研之屬_一。令史一人。使部六人。直丁一人。

主漿署

首一人。掌饘粥。漿水。及菓子之屬。令史一人。水部十人。使部六人。直丁

一人。駟使丁六人。

主工署

首一人。掌木土構作。及銅鉄雜作事。令史一人。工部六人。使部六人。直丁

一人。駟使丁六十人。

主兵署

首一人。掌兵器。儀仗之屬。令史一人。使部六人。直丁一人。

主馬署

首一人。掌供_二進乘馬。鞍具之屬_一。令史一人。馬部十人。使部十人。直丁一人。

条文に示された春宮坊の構成の特色として、以下の五点が指摘できる。

【表1】養老東宮職員令における春宮坊被管三監六署の構成

	正	首	佑	令史	伴部	使部	直丁	駟使丁	備考
舍人監	1		1	1	(舍人 600)	10	1		
主膳監	1		1	1	膳部 60	6	1	20	大同二年令史一員加増
主藏監	1		1	1	藏部 20	6	1	2	大同二年令史一員加増
主殿署		1		1	殿掃部 20	6	1	10	
主書署		1		1		6	1		大同二年主藏監に併合
主漿署		1		1	水部 10	6	1	6	大同二年主膳監に併合
主工署		1		1	工部 6	6	1	60	
主兵署		1		1		6	1		大同二年主藏監に併合
主馬署		1		1	馬部 10	10	1		

第一点は、被管官司数の多きである。

春宮坊は三監六署の計九の被管官司を管轄する。八省それぞれの被管官司数と比較すれば、この数字は宮内省の一八（一職四寮一三司）、中務省の一〇（一職六寮三司）に次ぐ。以下、兵部・大蔵省の各五司、治部省の四（一寮三司）と続くことをみても、宮内・中務両省と並んで春宮坊の被管官司数の多きは際立っている。

第二点は、春宮坊被管諸司は令制官司のなかでも最小規模ということである。

まず、舍人・主膳・主藏の三監は、長官（正）・判官（佐）・主典（令史）の三等官構成で、それぞれの官位相当は正が従六位上、佐が正八位下、令史が少初位上である。このような構成を持つ官司として、他には宮内省被管の主水・主油・内掃部・管陶・内染の五司が挙げられる。また、主殿以下の六署にいたっては、長官（首）・主典（令史）の二等官構成で、首は従六位下、令史は令制官位中最下位の少初位下である。数多の令制官司のうちでも最小規模にして最も単純な構成となっており、同様の官司は他では兵部省主鷹司のみである。

第三点は、駆使丁が配属していることである。

八省で駆使丁が配属しているのは、宮内省（計二七〇人^a）・大蔵省（計二六人）のみである。（各官司ごとの具体的な人数は【表2】参照）。春宮坊には、主膳監（二〇人）・主藏監（二人）・主殿署（二〇人）・主漿署（六人）・主工署（六〇人）に計九八人が配属している。そもそも駆使丁は、諸国から進上されてきた仕丁が各官司に配属される（職員令41木工寮条）、令集解に「問、直丁行事。答、官内駆使耳。但不_レ可_レ驅_二使山野_一。何者、量_三司閑繁、置_二驅使丁_一故。」（職員令1神祇官条讚説）とあるように、「驅使山野」といった官司の雑用に使役されたものとみられる。大小種々雑多な造作を担う宮内省木工寮の駆使丁に定員が無く（前掲^a）、春宮坊でも主工署の定員が際立って

【表2】職員令に規定された中務・大蔵・宮内
各省の被管諸司の構成

	被管諸司	伴部	品部・雑戸	使部	直丁	駆使丁
中務省	中務省			70	10	
	中宮職	(中宮舎人400)		30	3	
	左大舎人寮	(大舎人 800)		20	2	
	右大舎人寮	(大舎人 800)		20	2	
	図書寮		紙戸	20	2	
	内蔵寮	蔵部 40 百済手部 10	百済戸	20	2	
	縫殿寮			20	2	
	陰陽寮			20	3	
	画工司	画部 60		16	1	
	内薬司			10	1	
内礼司			6	1		
大蔵省	大蔵省	蔵部 60 百済手部 10 狛部 6	百済戸 狛戸	60	4	6
	典鑄司	雑工部 10	雑工戸	10	1	
	掃部司	掃部 10		6	1	20
	漆部司	漆部 20		6	1	
	縫部司	縫部 4 縫女部		6	1	
	織部司		染戸	6	1	
	宮内省			60	4	
宮内省	大膳職	膳部 160	雑供戸	30	2	80
	木工寮	工部 20		20	2	定員無
	大炊寮	大炊部 60		20	2	30
	主殿寮	殿部 40		20	2	80
	典薬寮		薬戸 乳戸	20	2	
	正親司			10	1	
	内膳司	膳部 40		10	1	20
	造酒司	酒部 60	酒戸	12	1	
	鍛冶司	鍛部 20	鍛戸	16	1	
	官奴司			10	1	
	園池司		園戸	6	1	
	土工司	泥部 20	泥戸	10	1	
	采女司	采部 6		12	1	
	主水司	水部 40	水戸	10	1	20
	主油司			6	1	
	内掃部司	掃部 30		10	1	40
	宮陶司		宮戸	6	1	
内染司			6	1		

(参考)

左・右兵庫			各20	各2	
内兵庫			10	1	
左・右馬寮	馬部 各20	飼丁(飼部)	各20	各2	

- 1) 春宮坊被管諸司と職掌上対応関係が見られる官司は太字で記した。
- 2) 伴部で、春宮坊被管諸司の伴部にもみられるものは太字で記した。
- 3) 主水司の水部を太字とした根拠については注(13)を参照。

多いことはそうした駆使丁の性格をよく示している。また、駆使丁の配属は宮内省に圧倒的に多く、春宮坊がそれに次いでいる。このことから駆使丁の主体は天皇・皇太子の近侍的な官司に充てられたとする直木孝次郎氏の指摘⁽¹¹⁾にも窺えるように、宮内省と春宮坊の性格の類似性を示す一例といえる。

第四点は、品部・雑戸が配属していないことである。

八省で品部・雑戸が配属しないのは式部・民部・刑部の三省である。一方、多種類が属する省は宮内省(九種)・

大蔵省(四種)・兵部省(四種)である(宮内・大蔵・中務省の品部・雑戸は【表2】参照)。前者はいずれも国家行政を担当する省といえ、後者でも特に宮内・大蔵省は天皇の家産管轄に直接携わるといふ内廷的性格を有する省である。周知の如く、品部・雑戸は部民制の系譜を引くものであり、宮内・大蔵の二省が他省に比べ多種の品部・雑戸かつ多人数の伴部を有することから、両省は氏姓制以来の古い伝統を持ち、遺制を残して組織されたとする指摘もある⁽¹²⁾。確かに、駈使丁の配属対象である宮内・大蔵省が、品部・雑戸の種類のみならず八省で上位二位を占めていることは両省の共通性を裏付けるし、かつ、駈使丁の配属と品部・雑戸の配属との関連性も想定される。では、両省と同様に駈使丁が配属する春宮坊になぜ品部・雑戸が全く配属しなかつたのであろうか。先に三点にわたり指摘した官司構成の面からも、令条文に記される職掌の面からも、春宮坊は式部・民部省などよりはとりわけ宮内省に近似した性格を持つことは明白である。遺制を残して組織されたとされる宮内省と類似し、荒木氏が説くように春宮坊の構成が大王制の家産組織に淵源を持つとすれば、当然品部・雑戸が配属して然るべきである。仮に春宮坊に配属するとしたら、主膳監に雑供戸・酒戸、主蔵監に百濟戸、主書署に紙戸・葉戸などがそれぞれの職掌からして想定されよう(これらの品部・雑戸は【表2】参照)。しかし、そのようになっていないのは、必要性の有無によるというよりも、何らかの意図によつたものと思われる。この意義に関しては次章で考察することとする。

第五点は、職掌が宮内・中務省被管諸司と極めて類似していることである。

職員令条文より【表3】に春宮坊三監六署と他司との職掌の対応関係をまとめた。これを見ると、三監六署と各対応官司とは職掌を記す条文が似通っており、職掌の類似性から来る当然の帰結として官司名も類似していることが看取できる。さらに加えて、伴部の種類の類似という点でも注目される。主膳監の膳部は宮内省大膳職・内膳司

【表3】春宮坊被管諸司と職掌の対応する官司

官司	職掌 (東宮職員令)	職掌の類似する官司及びその対応条文 (職員令より長官の職掌を記す)
舍人監	① 舍人名帳、礼儀、分番	中務省左右大舍人寮「大舍人名帳、分番、宿直、假使、容儀事。」
主膳監	① 進食先嘗、及諸飲膳事	宮内省大膳職「造 _二 庶膳羞、醢、殽、豉、未醬、肴、菓、雜餅、食料。率 _二 膳部 _一 以供 _二 其事 _一 。」 宮内省内膳司「惣 _二 知御膳。進食先嘗。」(奉膳)「造 _二 供御膳。」(典膳)
主藏監	* 兼炊司・酒司 (古記)	宮内省大炊寮「諸国春米、雜穀分給、諸司食料事。」 宮内省造酒司「釀 _二 酒醴酢 _一 事。」
主殿署	① 金玉、宝器、錦綾、雜綵、 ② 裁縫衣服	中務省内藏寮「金銀、珠玉、宝器、錦綾、雜綵、氈褥、諸蕃貢獻奇瑋之物、年料供進御服、及別勅用物事。」 大藏省「金銀、珠玉」 中務省縫殿寮「裁 _二 縫衣服、纂組事 _一 。」 大藏省縫部司「裁 _二 縫衣服 _一 事。」
主書署	① 湯沐 ② 燈燭、酒掃、鋪設 * 兼掃部司 (古記)	宮内省主殿寮「湯沐」(後掲中略部分) 大藏省掃部司「薦席牀簀苦。及鋪設、酒掃。蒲闌葦簾等事。」 宮内省主殿寮「供御輿蓋、蓋笠、繳扇、帷帳、(中略)酒 _二 掃殿庭、及燈燭、松柴、炭燎等事。」 宮内省内掃部司「供御牀狹畳席薦簀苦鋪設、及蒲闌葦等事。」 中務省図書寮「経籍圖書。(中略)校写、裝潢、功程。給 _二 紙筆墨 _一 事。」 中務省内菜司「供 _二 奉菓香、和 _二 台御菓 _一 。」 宮内省典菜寮「諸藥物。療 _二 疾病。及菓園事 _一 。」

に、主藏監の蔵部は大藏省・中務省内藏寮に、主工署の工部は宮内省木工寮に、主馬署の馬部は左右馬寮にもそれぞれ見られる。また、主殿署の殿掃部は宮内省主殿寮の殿部と大藏省掃部司・宮内省内掃部司の掃部を兼ねたものであるし、主漿署の水部も宮内省主水司の

主漿署	① 饘粥、漿水、及菓子之屬	宮内省大膳職「菓」(前掲) 宮内省主水司「樽水、饘粥、及水室事。」
主工署	① 木土構作 *兼木土司・土工司(古記)	宮内省木土寮「宮構木作、及採材事。」 宮内省土工司「營土作瓦渥、并燒石灰等事。」
	*兼鍛冶司(古記)	宮内省鍛冶司「造作銅鉄雜器之屬。」
主兵署	① 兵器、儀仗之屬	兵部省「兵器、儀仗」 兵部省造兵司「造雜兵器。」 左・右兵庫「兵庫儀仗兵器、安置得所、出納、曝涼。」 内兵庫「准兵庫頭。」
主馬署	① 供進乘馬、鞍具之屬	左・右馬寮「閑馬調習、養飼。供御乘具。配給雜草。」

のいずれかと対応しているといえるのである。

以上、五点にわたって八省との比較を交えながら東宮職員令に規定された春宮坊の構成上の特色を考察してきた。その結果、春宮坊は全体として宮内・中務・大藏省と類似した機能を有しているということが判明したと思う。いずれも多かれ少なかれ内廷的性格を持つ省であり、なかでもその性格の強い宮内省は春宮坊との共通項が多い。しかし、第四点で指摘した品部・雑戸の有無、第五点で触れた主兵・主馬署の存在など、相違点が存在することも見落としてはならない。そこで、本章で指摘した内廷的官司との類似点・相違点双方を踏まえながら、次章では春宮坊と内廷的官司との関係に絞って春宮坊の構成についての考察をさらに進め、編成の際の事情に迫ることとする。

水部と同種であろう⁽¹³⁾以上「表1」・「表2」の伴部の項参照。結局、主兵署・主馬署以外は全て宮内・中務・大藏省被管諸司

二 春宮坊の編成事情(1)——内廷的官司との比較から——

春宮坊の構成について、荒木氏は、その大部分が令制下の宮内省と中務省の諸司の機能を果たしうる構成になっていると指摘する。その上で氏は、青木和夫氏の「中務・宮内の二省はまだ草昧の渾沌にあり、後に両者の被管となつた諸官司は独立の存在であつた⁽¹⁴⁾」とする見解を受け、春宮坊は大宝令で制度的に中務省・宮内省に分化整備された諸機構の機能を未分化のまま保持したとする。さらに荊木美行氏は、浄御原令制下に天皇の私的機関「宮内官」の存在したことを前提とした上で、春宮坊は「宮内官」を縮小して皇太子のために移植された機構であるとする。⁽¹⁵⁾

中務・宮内両省との機能上の類似性から春宮坊の構成原理を導き出した荒木氏の見解は示唆に富むものである。だが、一概にそのように結論付けてしまうにはいささかの抵抗を覚える。というのは、荒木氏の説においては、中務・宮内両省の被管諸司と春宮坊のそれとの職掌上の類似性のみが強調されるきらいがあり、両省に多種配属する品部・雑戸が春宮坊には皆無であることや、主兵・主馬両署が両省に対応官司を持たないといった構造面での相違点が考慮されていないからである。したがって、荊木説も単純には首肯しがたい。むしろ、こうした相違点こそ春宮坊の特質が表れているのではないか。特に、前章で五点にわたり列挙した春宮坊の特色のうち四点にまで類似性が認められる宮内省に対して第四点にのみそれが認められないことについて、実はこの点にこそ、令制定者が春宮坊をいかなる官司として位置付けようとしたかという意図が最も如実に表れているものと考えられよう。

以上の問題点を踏まえて、荒木氏とは逆の視点に立ち、春宮坊と中務・宮内省被管諸司などとの相違点に着目することによって、春宮坊の編成事情について迫っていくこととする。

まず、それらの官司と春宮坊との関係に関する荒木氏の説に注目しておきたい。それは、「春宮坊が家産制的組織形態をとりつつも」その機能を自律的には果たし得ず、「大司よりの分受物によつてのみ機能しうる」「他律的な機構」であつたというものである。この指摘自体、春宮坊の性格を的確に表現した従うべき見解といえる。

その見解を導くに際して荒木氏も依拠した東宮職員令集解諸説では、まず主膳監条で穴記が「膳司以下諸司、雜物年料、自_二大司_一分納耳。」とし、朱説は「以下諸司之物、亦何処可_レ出物何。(中略)答、諸司物、皆自_二大司_一可_二分受_一。」としている。ここで「以下諸司」とは舍人監を除く主膳監以下の二監六署を指す。また、主膳監自体についても跡記は「飲膳謂_下自_二大司_一分_中遣酒菓等_上也。」とし、さらに主馬署については朱説が「乘馬者此大司馬分受。常此司飼養耳。私案、調習之事、可_レ放_二馬寮_一也。」としている。では、集解諸説の言う「大司」とは一体いかなる官司を指すのであろうか。主工署条穴記に「但此司者不_レ取_レ材。然則用_二木工寮材木_一耳。」とあることと主膳監条朱説との対応から、主工署にとつての「大司」は宮内省木工寮といえる。また、馬の飼養を行う主馬署の「大司」が(左右)馬寮であろうことも想像に難くない。しかし、令集解で「大司」という語句は右に掲げた四例のみしか見られず、これ以上具体的なことは判明しないので、延喜春宮坊式で主な事例を挙げて考えてみることにする。

① 主膳監

日料

米七升九合八勺四撮。粟子二升五合。

右自_二大炊寮_一進之。

② 凡舍人五十人粮、受_二大炊寮_一。

まず①によると、皇太子の食膳を担当する主膳監はその穀物を宮内省大炊寮から受けており、また、他の月料・年料についても、「坊依^一主膳監解^一申^レ官請受。」とあるように、太政官を通して支給を受けていた。さらに、宮内省造酒司式には「東宮料」として「酒六斗」などが挙げられており、前掲主膳監条跡記に「分遣酒菓」とあることからすれば、やはりこれも主膳監に支給されたものとみられる。また、②は東宮舎人の大糧に関するものであるが、主膳監ではなく大炊寮から大糧支給を受けていた。

③ 凡六月一日。内蔵寮供御櫛卅枚。十二月亦同。

④ 凡五月廿一日。請^二舎人百人衣服^一解文、進^二中務省^一。十一月廿一日。

これらは主蔵監の職掌に関するものである。③は年に二度にわたって計六十枚の櫛を中務省内蔵寮から受けていたというものである。④については、主蔵監の職掌に「裁縫衣服」とあるものの、実際、東宮舎人の衣服は中務省のおそらくは縫殿寮から支給を受けていたということを示す。

⑤ 凡月料紙一百八十張、筆四管、墨一延。請^二図書寮^一。

⑥ 十二月四日、造^二年中藥^一料草藥受^二典藥寮^一。

この二つは延喜式段階においては主蔵監に関するものであるが、東宮職員令では主書署の職掌の「書葉筆研」に対応する。主書署は大同二年（八〇七）に主蔵監に併合されているので、それ以前は主書署が筆や墨を⑤のように中務省図書寮から、薬を⑥のように中務省典藥寮から受けていたものと推定される。

これら延喜春宮坊式諸条文よれば、大炊寮・造酒司・内蔵寮・縫殿寮・図書寮・典藥寮が、令集解諸説のいう「大司」に該当するものと考えられる。これらの官司と物資の支給対象である春宮坊被管各司とは全て【表3】におい

て対応を示していることから、【表3】に示した職掌対応官司の多くが春宮坊被管各司の「大司」であったと推測される。それによると、一部を除く「大司」の大半は中務・宮内両省の被管官司である。結局、春宮坊の現業部門である主膳監以下二監六署の運営は、「大司」とよばれる主として中務・宮内両省の被管諸司からの分受物によつてまかなわれていたとすることができ、荒木氏とほぼ同様の結論に導かれる。そして、このような「大司」との関係は令制定時から想定されていたとみてよからう。というのは、その当初から春宮坊には品部・雑戸が全く置かれず、生産・供出を機構内で独自に完結させる機能を保有していなかったからである。しかし、東宮を運営していく上で、食料や物品など多種類にわたる物資は不可欠である。そこで春宮坊は、必要な物資に関しては、同様の物資を生産する機能を有しそれらを天皇や諸司に供出する宮内・中務省被管諸司に依存せざるをえなかったのである。

ただ、【表3】に示した職掌の対応する宮内・中務省被管諸司のなかには、天皇の家産経済の基盤となる職掌を持ちながら、独自に生産を行うことのない——すなわち春宮坊と同様に他司依存の性格を持つ——官司も存在するということを見落としてはならない。例えば、中務省内薬司は、天皇に対して直接「供_二奉_一薬香、和_二合_一御薬」（職員令11内薬司条）という職掌を負い、侍医・薬生も属しながら、薬園は無く品部（薬戸）も配属しない。職員令44典薬寮条穴記が「内薬司薬、自_二此_一司_二分_一納也。」とするように、内薬司の薬は薬園があり薬戸も配属している宮内省典薬寮から支給されていた。宮内省内膳司も、職員令46内膳司条に「惣_二知_一御膳、進_二食_一先_二嘗_一事」（奉膳、「造_二供_一御膳」（典膳）とあるように、天皇の食膳を直接担当する官司でありながら、やはり品部は配属しない（宮内省大膳職には雑供戸が配属）。食料は諸司百官の調理を掌る大膳職から分給されたと考えられ、⁽¹⁷⁾御膳の調理時にも大膳職の「檢校」（職員令40大膳職条穴記・跡記）「監察」（内膳司条令釈）を受けていた。さらに、中務省内蔵寮は雑戸（百済戸）

が配属するものの独自の収入源は持たなかった。内藏寮に保管される物資は、「此司雜物、支_二度一年用物、自_二大藏_一分受。毎月別貯出用也。」(職員令7内藏寮条穴記) というように、大藏省から供給されていたのである。⁽¹⁸⁾

ところで、内薬司・内膳司・内藏寮はそれぞれ春宮坊の主書署・主膳監・主藏監と職掌において対応するが、三者とも独自の財源・生産機能を持たず、いずれも典薬寮・大膳職・大藏省などからの物資支給によって運営が支えられているという点で、結局のところ同種の官司といえるだろう。つまり、典薬寮から薬の支給を受けるという点で主書署と内薬司とは全く類似しており、相違点といえばその薬が供御用か皇太子用かということに限られる。同様のことが大膳職と主膳監・内膳司、大藏省と主藏監・内藏寮との関係についてもいえよう。したがって、内薬司などは春宮坊被管諸司にとって「大司」に該当するものではなく、むしろ両者とも共通の官司を「大司」とする同性格の官司だったのである。俣野好治氏は、内藏寮についてのそうした機能上の性格を「二次的な保管官司」と表現するが、⁽¹⁹⁾春宮坊被管諸司についても同様に「二次的な保管官司」であるということが可能かと思う。

このように天皇の家産を直接管轄するという内廷的性格の強い官司と春宮坊被管諸司との共通性を考えると、中務・宮内省に分化整備された諸司の機能を春宮坊は未分化のまま保持したとする荒木氏の見解についても少し突き詰めて考えてみる必要があるだろう。その見解には、大王の家産制組織を淵源とし、令制下で天皇の家産を管理する機構として成立した中務・宮内両省を内廷的官司として一括して捉える一般的な通念によった感がある。内廷・外廷の区別には様々な見解があるが、外廷的性格を有しながら中務・宮内省の被管となる官司が存在するという指摘のあることは重視されるべきである。⁽²⁰⁾それは例えば、先程触れた宮内省被管の典薬寮・大膳職などである。この指摘を考慮に入れた上で、春宮坊の編成事情をまとめると次のように言えよう。

春宮坊は、宮内・中務省被管諸司の中でも天皇の家産を直接管理する内廷的官司を抽出した上で、天皇との関係を皇太子との関係に置き換えて、機構の運営上はそれらの官司と同様、経済的に外廷的性格を有する官司に依存せざるを得ない「二次的」官司として編成されたのである。

三 春宮坊の編成事情(2)——主兵署・主馬署と唐の東宮機構——

前章では内廷的官司との比較から春宮坊の編成事情に関する私見を提示したものの、それでは説明し得ない官司が主兵署と主馬署である。両署に対応する官司は宮内省にも中務省にも無い(表3参照)。また、駟使丁も配属しない。これらによっても、春宮坊が宮内・中務両省の機能を果たしうる機構として組織されたと単純化することはできない。一方、宮内・中務・大藏省以外に目を転じれば、【表3】に示すように、「兵器儀仗之属」を掌る主兵署は左・右・内兵庫等に、「供進乗馬鞍具之属」を掌る主馬署は左・右馬寮にそれぞれ対応関係を持つ。しかし、律令制下の皇太子制を強く規制することになった壬申の乱を想起すれば、「兵器」や「乗馬」は、ともすれば軍事的基盤になりかねない要素として警戒されて然るべきである。令制定者に皇太子の軍事的基盤を排除する意図があったことは坂上康俊氏によって指摘されている。そのように考えるほど、「兵器」や「乗馬」といった軍事的な要素を管轄する主兵署・主馬署がいかなる根拠で春宮坊被管として編成されたのかという問題が浮上する。本章ではまずこの疑問を解明し、前章の結論ではいまだ不十分である春宮坊の編成事情についてさらに深く迫ることとする。

ここで、唐制に目を向けると、はたして東宮機構には太子僕寺及び僕寺被管の厩牧署が置かれていた。太子僕寺は「掌車輿、騎乘、儀仗之政令及喪葬之礼物、弁其次紋与其次出入、而供給之。」(『唐六典』卷二十七太子僕寺条)

を、また厩牧署は「掌車馬、閑厩、牧畜之事。」(『唐六典』卷二十七厩牧署条)をそれぞれ職掌としている。職掌上、主兵署の「儀仗」が僕寺に、主馬署は僕寺・厩牧署にそれぞれほぼ対応する。よって、主兵・主馬の二署は唐の僕寺・厩牧署に範をとって置かれた可能性が考えられよう。両者の対応関係について具体的に考察してみる。

主兵署の「兵器儀仗」については、主兵署条穴記が「兵器儀仗者、主工署所_レ造耳。非_二兵庫之兵_一。但其用_レ不見。然思量非常備耳。其皇太子隨身威儀兵器儀仗等者、自然兵庫并五衛府備耳。非_二署之兵器_一也。」とするように、主工署が作成するものの、「非常の備」にすぎなかった。しかも、皇太子用のそれは主兵署ではなく左・右・内兵庫のいずれか並びに五衛府に常備されていた。よって、平常時における実質的な活動は想定し難く、皇太子との結びつきも他に比べて弱い官司であったといえる。祭礼時など実質的な活動の場を持つ主馬署は⁽²¹⁾ともかく、このように必要度の低い主兵署をあえて春宮坊被管として設置した事情を考えるに際しては、「兵器」という語句が参考となろう。というのは、主兵署が唐の太子僕寺の職掌の一部を範とした可能性を先に指摘したが、その職掌に「兵器」の文字は見えないからである。一方、養老職員令に「兵器」が見出せるのは、兵部省・兵部省造兵司・左兵庫(右・内兵庫もこれに准ずる)の各条である(表3)参照)。中でも、前掲の穴記が「兵庫之兵」と「署之兵器」とを対置していることから、左兵庫条との対応が窺える。はたして左兵庫条には「掌左兵庫儀仗、兵器、安置得_レ所。出納。曝涼。(後略)」とあって、その冒頭が主兵署条と重複している。だが、左・右・内兵庫の存在のみから春宮坊に主兵署が置かれる必然性が生じたとする根拠はない。なぜなら、「兵器」は皇太子に対して否定されるべき軍事的要素だからである。やはり、唐の太子僕寺が念頭に置かれた上で、それを移入して職掌を確定する段階に、左・右・内兵庫——天皇の兵器・儀仗を管理するという内廷的性格からすれば内兵庫が適当か——に準拠したものと推測する。

主馬署については、厩牧署を継受したと考えて差し支えなからう。ただ、厩牧署の「牧畜」に相当する職掌が主馬署には無いことに注目したい。唐では厩牧署という名称からも、また「牧長」が置かれていることから、東宮の牧の存在を窺うことが出来る。⁽²²⁾しかし日本の場合東宮の牧はなかったようであり、東宮の「乗馬」は、第一章で述べたように、「大司」すなわち左右馬寮から分受したものであった。ただ、「牧畜」を除けば、主馬署も主兵署と同様、唐の厩牧署の存在を前提として、職掌の一部を左・右馬寮に准ずるものとしたと考えたい。

以上、主兵署・主馬署について唐制東宮機構と比較しながら考察した。宮内・中務省被管諸司に対応関係が見出せない一方、唐の東宮機構内に対応官司が見出せる両署の存在は、春宮坊が令制前の大王の家産的組織に淵源を持つ宮内・中務省被管の内廷的官司の機能を撰取して編成されるのみならず、唐制を模範としていたことを示唆する。そこで続いて、主兵・主馬署以外の諸司についても唐制東宮機構被管諸司との関係を考察していくこととする。

ここで、唐の東宮機構について簡単に整理しておく。まず上部機構として、太子詹事府・太子右春坊・太子左春坊がある（以下「太子」は省略）。詹事府は家令・率更・僕の三寺及び軍事機構である十率府（左右衛率府・左右司禦率府・左右清道率府・左右監門率府・左右内率府）を統轄し、さらに家令寺は食官・典倉・司藏の三署を、僕寺は厩牧署を被管機構として管轄する。また、右春坊は独立した官司であり、左春坊は司經・典膳・藥藏・内直・典設・宮門の六局を被管機構とする。本章では、左春坊管下の六局と家令寺及び僕寺管下の四署を考察の対象とする。なお、唐の六局四署と春宮坊三監六署の職掌を対応させると【表4】⁽²³⁾のようになる。これによれば、春宮坊被管三監六署のうち、舍人監を除いては、唐の六局四署のうち宮門局を除く五局四署にほぼ対応する。

ただ、こうした日唐の対比のうち、典膳局・食官署と主膳監、及び藥藏局と主書署との差異に注目しておきたい。

【表4】唐の六局四署と春宮坊三監六署との対応

六局四署	長官の職掌（『唐六典』卷二十七・二十八より）	対応春宮坊三監六署
司經局	經、史、子、集四庫圖書刊緝之事	主書署
典膳局	進膳嘗食之事	主膳監・（主漿署）
菓藏局	和斉医薬之事	主書署
内直局	符璽、織扇、几案、衣服之事	主藏監・主殿署*1
典設局	湯沐、灑掃、鋪陳之事	主殿署
宮門局	内外宮門管鑰之事	
食官署	飲膳之事	主膳監・（主漿署）
典倉署	九穀入藏之数、及醢醢、庶羞、器皿、燈燭之事	主殿署*2、*3
司藏署	倉藏財貨出納、宮膳之方式	主藏監・主工署
厩牧署	車馬、閑厩、牧畜之事	主馬署

*1、宮内省主殿寮の職掌に「徹扇」があることから類推した。

*2、「燈燭」のみ対応する。

*3、前半部分から主膳監も考えられるが、典倉署条が続いて「举其名数、而司其出納。」とすることから類推して、対応はしないこととした。

が典膳局ないし食官署に移送されたものとみられる。結局、主膳監は典膳局に最も相当すると考えられるが、主膳監の食料は大膳職・大炊寮・造酒司から分受していたから、食料の自給・管理という点で日唐間の大きな差異が認

前者について、まず典膳局と食官署の違いについて触れておくと、皇太子の食膳を担当したのは「進膳嘗食」を行う典膳局であり、一方、家令寺被管の食官署は、「其六品以下官於家令厨食者。」（『唐六典』卷二十七食官署条）とあることから、東宮官の食事を担当していたことが推測される。加えて、所管の家令寺の職掌に「凡食官、典倉、司藏之出納、籍其名数」（後略）（『唐六典』卷二十七家令寺条）とある如く、食料の保管・出納を担当していたものと思われる。食料の出所については、東宮の莊宅・田園⁽²⁴⁾から上がってきたものが、「九穀入藏之数」を管理する典倉署の倉に収納され、それ

められる。

後者において注目されるのは、皇太子への薬の進上時における主書署と薬藏局の関与度の相違である。まず、唐の場合、「皇太子有疾、命侍医入診候以議方薬。応進薬、命薬僮擣篩之。侍医和成之。将進、宮臣監嘗。」〔唐六典〕卷二十六薬藏局条とあるように、薬藏郎が侍医に命じて皇太子の診察をさせることに始まり、薬を調査し進上するまでの過程に、薬藏局配属の侍医・薬僮や東宮の宮臣が関与しており、薬藏局が主体的な役割を担っている。一方、主書署の場合は、医疾令23合和御薬条に「合和御薬、中務少輔以上一人、共内薬正等一監視。

餌薬之日、侍医先嘗。次内薬正嘗。次中務卿嘗。然後進御。其中宮及東宮准此。」とあり、これに關して主書署条穴記が「主書署何時供進哉。答。同共進是也。」とすることが参考となる。主書署には皇太子の侍医が配属せず、主書署の進上した薬（典薬寮から分受したもの）が皇太子に供されるまでに関与するのは、右の条文によれば中務省内薬司配属の天皇の侍医、内薬正、中務卿といった中務省及び内薬司の官人なのである。この過程に主書署官人が介在することはない。

右の二例および前述の牧の有無などから、太政官——八省への依存度が高い日本の春宮坊に比べて、複雑な構成を持つ唐の東宮機構では自律的な運営が行われていたことが窺えよう。

しかしそれにしても、日本の東宮機構の分掌体制は、唐制東宮機構の現業部門を担当する下部組織の職掌を大方網羅する意図のもとにあったことが明らかになったといえる。それは、例えば、日本の令制東宮には存在しないはずの「湯沐」が主殿署の職掌として挙げられていることについて、主殿署がほとんど盲目的ともいえるかたちで典設局の職掌を継受したという可能性が考えられることに顕著に表れているといえる。当初問題にした主兵署・主馬

署の設置もそうした意図の中に位置付けることができよう。

ただ、舍人監・主漿署・主兵署に關しては、唐の六局四署に直接対応關係が見出せない。しかし、主兵署は前述のように僕寺の職掌の一部を受けたものであり、主漿署は典膳局の職掌を主膳監と分掌したものと見てよからう。舍人監は、おそらく日本の中務省内舍人もしくは左右大舍人寮を前提に、東宮舍人を監督する官司として設置されたものであろう。さらにいえば、唐では典膳局に一本化されている皇太子の食膳關係の官司が主膳監と主漿署に分置されているのは、天皇のそれが宮内省の内膳司と主水司に分掌されていることによるものと推測される。主兵署も、設置の前提として天皇の武器を管理する内兵庫の存在があつたことは前にも触れた通りである。

こうした例を考慮に入れた上で、本章のまとめとして次のようなことが言えると思う。

前章で述べたように、東宮職員令に規定された春宮坊は、宮内・中務省被管諸司の中でも天皇の家産に密着した内廷的官司を、皇太子に奉仕する機構として統合・簡素化した上で再編成した機構である。機能面でも、必要物資を「大司」たる外廷的官司に依存するという点で内廷的官司の性格を撰取している。しかし、主兵・主馬署をはじめとして唐制の影響も多分に受けており、宮内・中務省の機能よりもむしろ唐制東宮機構被管諸司の機能を十全に果たすべく春宮坊は構成されたといえる。ただし、唐制を継受する際には、日本の内廷的諸官司の職掌をモデルとするかたちで、唐制の諸司を統合または分割して編成が行われた。春宮坊の編成は、日本の内廷的官司と唐制東宮機構の両者の機能を融合した結実なのである。

以上、本稿では、春宮坊がいかなる原理のもとに構成されたかを、内廷的諸官司や唐制東宮機構との比較を交えて考察した。それにより、春宮坊及び被管三監六署の構成は、唐制東宮機構被管諸司の機能を網羅的に果たすべく、その上で天皇の家産を直接管轄する内廷的諸官司の構成・機能を融合させたものであることが判明したと思う。

だが、令制定時における春宮坊は、皇太子の家産機構でありながら東宮を運営する基盤において脆弱であったことは強調されなければならない。それは、被管三監六署に品部・雑戸が配属しないこと、湯沐（封戸）の設定が皇太子に対して否定されていることに顕著に現れている。東宮に湯沐が設定されなかった理由として、坂上康俊氏は壬申の乱の際に皇太弟大海人皇子の基盤として彼と強固に結びついていた東宮湯沐が大きな役割を果たしたという前史に規制され、令制定者には、皇太子が「被給者と強固に結びつき、その経済的、ひいては軍事的基盤を形成しかねない要素を排除し、経済的には完全に天皇の制御の許に東宮機構を置こうとする意図」⁽²⁵⁾があったとする。このような意図に基づき、独自の生産機能及び財源を保有していなかったため、現業部門を担う被管各司は同様の職掌を持つ他司からの物資支給に全面的に依存しなければ東宮の運営を維持できなかった。天皇を頂点とする律令官制の中にあつて皇太子を本主とする独立的な官司としての名目と、皇太子を支える基盤の脆弱さ及び他者依存性という実態との格差を内包しているこそが、春宮坊の特質というべきものである。

令制定時には東宮職員令という他官司とは別個の規定の中に組織されながら天皇や太政官の統制下に置かれ、皇太子に奉仕するという名目を持ちながら皇太子と疎遠になるべく意図された春宮坊は、いわば「律令官司体系の中

注

- (1) 代表的業績として、井上光貞「古代の皇太子」(『井上光貞著作集』第一卷「日本古代国家の研究」第I部第二章、岩波書店、一九八五年、初出一九六五年)があり、以後の皇太子制研究に大きな影響を与えた。
- (2) 都城制との関連も含めこれらの皇子宮に関する論考は多くを数えるが、最近では、仁藤敦史氏(『古代王権と都城』吉川弘文館、一九九八年)がこれらの先学を整理し詳細かつ総合的な研究を行っている。
- (3) 荒木敏夫『日本古代の皇太子』(吉川弘文館、一九八五年)。
- (4) 坂上康俊「東宮機構と皇太子」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』、吉川弘文館、一九九〇年)。以下、特にことわらない限り、坂上氏の見解はすべて当論文による。
- (5) なお、拙稿「奈良末期から平安初期の東宮官人と皇太子」(『日本歴史』六二五、二〇〇〇年)では、東宮官人の官位昇進や兼官の状況、議政官との関係等を探り、なかでも春宮坊官人と皇太子・天皇とが強固な人格的結合を有し、密接な関係にあつた実態を考察した。参照されたい。
- (6) 荒木敏夫「東宮機構の原理と構造」(前掲注(3)書第三二一)。以下、特にことわらない限り、荒木氏の見解はすべて当論文による。
- (7) 条文数は国史大系本『令集解』及び日本思想大系『律令』に依拠した。
- (8) 「東宮職員令」という名称に関しては、大宝令では「東宮官員令」と称されていたとの推定が有力である(思想大系『律令』東宮職員令補注五二七頁)。だが、本稿では大宝令制下でも便宜上「東宮職員令」と統一して表記することとする。なお、東宮職員令集解古記は三監六署のうち主膳監条・主殿署条・主工署条にしか引かれていないが、天平年間の正倉院文書中に「舍人監」(『大日本古文书』一一四二頁など)や「主藏令史」(『大日本古文书』八一三—五七頁など)が見えることから、舍人監・主藏監も大宝令制下で存在していたことが判明する。これらの事例より類推して、本稿では大宝令でも養老令と同様の被管官司数であつたものとする。なお、主膳監は大宝令では「進

- 膳監」とされていた。松崎英一「進膳監と放鷹司——大宝令官司名の推定——」（『九州史学』七二、一九八一年）。
- (9) 各篇目の名称は推定永徽令と開元七年令・開元二十五年令とで異なる。ちなみに、東宮王府職員令は永徽令では東宮諸府職員令であったことが推定されている。（『唐令拾遺補』三一七頁「歴代令篇目一覽表」参照）
- (10) 池田温「唐令と日本令——唐令拾遺補」編纂によせて——」（同編『中国礼法と日本律令制』第二部、東方書店一九九二年）、榎本淳一「養老律令試論」（笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上、吉川弘文館、一九九三年）では、大宝令では「東宮家令官員令」として唐令の場合と同様に同一の篇目であった可能性を指摘する。仮にその可能性が認められた場合、令篇目上における日唐間の相違を強調することは躊躇せざるをえないが、東宮職員令と家令職員令とにあえて分離した養老令制定者の意図は重視すべきである。その意図こそ、養老令制定者の念頭に日唐の皇太子・東宮觀の相違、日本の東宮機構の特殊性というべきものがあつたことを示していよう。
- (11) 直木孝次郎「大藏省と宮内省の成立」（『飛鳥奈良時代の考察』I、高科書店、一九九六年、初出一九七六年）。
- (12) 直木前掲注(11)論文。
- (13) 思想大系『律令』職員令34主水司条頭注（青木和夫執筆）は、氷部は氷部であるとし、本文に氷部とあるのは誤りかと推定する。
- (14) 青木和夫「浄御原令と古代官僚制」（『日本律令国家論攷』、岩波書店、一九九二年、初出一九五四年）九八頁。
- (15) 荊木美行「宮内省の成立と展開」（『初期律令官制の研究』第IV部第一章、和泉書院、一九九一年）三二九頁。
- (16) 『類聚三代格』卷四大同三年八月十二日太政官符。
- (17) 俣野好治「内藏寮と内膳司」（中山修一先生喜寿記念事業会編『長岡京古文化論叢II』、三星出版、一九九二年）二五九—二六〇頁。
- (18) 内藏寮と大藏省の關係については、俣野前掲注(17)論文、古尾谷知浩「古代の内藏寮について」（『史学雑誌』一〇〇—一二、一九九一年）に詳しい。
- (19) 俣野前掲注(17)論文二五八頁。
- (20) 東野治之「内廷と外廷——宮内省の性格を中心として——」（『長屋王家木簡の研究』第二部、塙書房、一九九六

年、初出一九八〇年。

(21) 延喜春宮坊式には、春日祭及び平野祭に主馬署が馬を供奉していることが見える。

(22) 『唐六典』卷二十七厩牧署条には「其隴右群牧隸東宮者」とある。令制では隴右の諸牧は沙苑監が管掌していたが、開元二十三年（七三五）には廃されており、一方で『新唐書』職官志卷四十八には諸牧監とともに令に規定のない「東宮九牧監」が「牧養馬牛以供皇太子之用」との職掌を持つものとして明記されている。これらを根拠として、早くても開元二十三年には東宮専用の牧が存在していたと推定できる。

(23) 宮門局に相当する官司が春宮坊被管官司として置かれていないことについては、都城制の観点からの検討が必要である。藤原宮・平城宮の今後の遺構発掘の成果が待たれるが、日本では皇太子の居所としての東宮が宮城門内に包摂され、また院構造をもつ宮として想定されなかったことによるものと推測しておく。なお藤原京にも東宮の存在したことは、荒木前掲注(3)書第二一一「東宮機構の成立と皇子宮」七五―七六頁で指摘されている。

(24) 『唐六典』卷二十七太子家令寺条には、
凡_二莊宅、田園、必審_二其頃畝_一、分_二其疆界_一、實_二于籍書_一。若租稅、隨_二其良瘠_一而為_二收斂之數_一、以_レ時入之、禁_二其
違_二者_一。

及び、同・典倉署条には、

凡_二諸園圃樹芸者、皆受_レ令焉。每月籍_二其出納之數_一、以上_二于寺_一、歲終則申_二詹事府_一。
とあり、「莊宅田園」「園圃樹芸」の管理形態が窺える。

(25) 坂上前掲注(4)論文四五頁

(長野県高遠高等学校教諭 大学院前期課程修了生)